勞働爭議調査表

No. 8

（昭和　年　月分）

項目	内容
名稱	昭和鋳工株式会社 社長 飯田久次郎
事業種類	暖房器製造 資本金 三十萬円
勞働者 總數	三八七名
勞働者 參加人員	三〇二名
原因	賃金切下に反対すると共に待遇改善要求をなしたるに因る
所在地	福岡市春吉一、五二〇
發生	昭和十一年三月七日
解決	昭和〃年三月九日
勞働組合關係團體	全国水平社福岡、全農福佐聯合会
紛議、罷業、怠業	罷業

要求事項

鋳造部
一、請負賃金並単価切下反対
二、請負利益六分以上支払を要求す
三、保留金の即時支払を要求す
四、鋳鉄割一日一人五分役に制定を要求す
五、解雇手当金の制定
解雇の場合は一ヶ月一週内分以上の手当金を支給すること
六、退職手当金の制定
自己の都合に依り退職の場合は退職手当金一ヶ月に就き五日分以上を要求す
七、賞与金支給の制定
一ヶ年以上の勤務せしものは賞与金を

經過

争議間当中全水関係者多数ありて強硬なる態度を持し会社側は重役会中と関し外交を研究中なりしが協調会の調停によりて妥協なりたるに一任する事に決し円満解決せり

解決事項

鋳造部
一、単価切下は会社の要求通り受注関係上営業ならざるときは切下の止むを得ざることあり
二、請負利益金は制度を認めず支払ひ不得、損失の場合は補償せず
三、保留金は積立てず之を支給す
四、鋳鉄割工夫の日給は考慮す
五、解雇手当は一ヶ月に付三日分を支給す
六、二ヶ年以上の勤続者にして会社の都合にて退職する場合は退職手当一ヶ月に二日分を支給す
七、一ヶ年以上勤続せる者に賞与金を支給す 最低金額三円とす
八、請負賃金の割合は明確に発表す
九、修繕場の請負金は考慮す
一〇、砂場夜の事業は賃金を考慮せず

備考

将来考慮することあるべし
但し個別的に会社に対し誠意を欠く行為ありと会社が認めたる時は右期間中と雖も右補助金支出を停止せしむ
五、将来の人夫は会社直轄とし請負方に於て雇入することは更めて会社に於て雇入の受付をなすこと
六、本件発生以来人夫の程度を問はせる要求書の内容は一切白紙とすること

財團法人 協調會福岡出張所